

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
X-199	令和7年度自衛隊施設の電磁波に対する防護性能に係る調査研究	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年12月12日（金）（10:45）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件 仕様書2.1(3)アに定める本業務の実施体制並びに仕様書2.1(3)イa)～c)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること  
(提出期限：令和7年 11月 21日（金） 14:00 必要に応じ追加資料の提出を求める)

- ことがある。 )。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」 (<https://www.p-portal.go.jp>) を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年 12月 10日 (水) までに、下記担当者必着分を有効とする。
  - (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
  - (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。  
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

**また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。**

メールアドレス : [naikyoku\\_chotatsu\\_mailmagazine@ext.mod.go.jp](mailto:naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp)

メール件名 : 「件名: ○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書 (全省庁統一資格) の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

## 適合条件

### 1 条件

応札者は、次の条件を満たしていること。

- a) 契約相手方は、委託先を含め、以下の要件を満たす体制を確保し、本役務を実施できる業務実施体制を整えること。
- b) 事業者の要件  
次に示す要件を満たすもの。
  - ① 平成27年度以降公告日までに、元請けとして完了又は引渡しを完了した国内における業務であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、施設の電磁パルス（EMP）に対する防護技術に関する調査研究（MIL-STD-188-125-1に基づくパルス電流注入試験の実施を含む）の実績を有するもの。
  - ② 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）の「調達における情報セキュリティ基準」適合を過去に受けた実績を持つ者であること。
- c) 業務実施責任者の要件  
次に示す要件のいずれかを満たすもの。なお、契約相手方が個人である場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属する者。
  - ① 技術士（電気電子部門）
  - ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士
  - ③ 電磁波防護対策に関する論文の発表実績
  - ④ 電磁波防護対策に関する業務に従事した実績

### 2 提出書類の形式等については以下のとおりとする。

- a) 書類の形式  
形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するとともに、社印を押印のうえ、1の条件を満たすことが客観的に示されているものを上記書類順で綴るものとする。
- b) 提出部数  
各1部
- c) 提出期限  
令和7年11月21日（金）14：00まで
- d) 虚偽がないものとする。
- e) 書類提出後、官側から細部補足資料等及び社内監査を求める場合がある。
- f) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日の17時15分までとする。

仕様書			
件名	令和7年度自衛隊施設の電磁波に対する防護性能に係る調査研究	作成年月日	令和7年10月27日
		整備計画局施設整備課防護施設研究室	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊施設整備における施設の電磁波に対する防護に資することを目的に、電磁波に対する防護技術の調査研究に係る役務に適用する。

### 1.2 履行期限

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

### 1.3 引用文書等

- (1) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。以下「情報セキュリティ通達」という。）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決）
- (4) 防衛施設建設工事に係る電子納品手引書について（通知）（防整施第17547号。27.10.1）

### 1.4 関連文献

関連文献は、別紙1による。

### 1.5 関連役務

本役務は、官側が貸与する次の成果物（以下「貸与資料」という。）を踏まえ、実施するものとする。

- (1) R1年度自衛隊施設の電磁波に対する防護性能に係る調査研究
- (2) R2年度自衛隊施設の電磁波に対する防護性能に係る調査研究
- (3) R3年度自衛隊施設の電磁波に対する防護性能に係る調査研究

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般事項

#### (1) 適用範囲

本役務の実施に当たっては、契約書及び本仕様書等の契約図書に基づくものとする。

## (2) 著作権

成果物の著作権は、成果物の所有権移転の際に、すべて官側に譲渡するものとする。また、契約相手方は、本契約に際して第三者が有する著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。

なお、成果物中に契約相手方が従来から所有している著作権または第三者の著作権が含まれている場合には、これらの著作物の著作権は譲渡の対象外とする。

## (3) 本役務に関する要求

### ア 本役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- (ア) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保することとともに、業務実施責任者を定めること。
- (イ) 前記（ア）の業務従事者が、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）業績等を有すること。
- (ウ) 上記（ア）の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

### イ その他の指示

#### (ア) 情報保全

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、1.3項（1）情報セキュリティ通達における「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括

会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

#### (4) 保護すべき情報等

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達に基づき、適切に管理するものとし細部については以下のとおりとする。

No	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
1	貸与資料の情報	自衛隊施設の構造、性能、強度または配置に係る情報であって、当該情報を開示することにより当該施設の防御能力が推察される恐れがある情報	官との調整時や提出書類の作成時に、保護すべき情報として明らかまたは類推される場合には保護の対象とする。	

#### (5) 業務関連書類の適正な管理について

業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出に万全を期すために、ウイルス対策ソフトを常に最新の状態に維持することと、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコンを用いるなど対策を講じるものとし、第三者へ業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

なお、業務関係書類とは、貸与資料のほか、役務実施計画書等の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

#### (6) 再委託

ア 契約相手方は、本役務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を再委託することができない。

イ 契約相手方は、役務の一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせるに当たっては、官側の承諾を得なければならない。

ウ 契約相手方は、役務の一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせる場合は、委託する役務の内容を記した書面により行うこととする。

エ 契約相手方は、委任若しくは請け負わせた者から更に第三者に委任若しくは請け負いが行われるときは当該複数の段階の委任若しくは請け負いの相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の委任若しくは請け負いの相手方がそれぞれ行う役務の範囲を記載した書面を更に詳細な役務計画に係る資料として、監督官に提出しな

なければならない。

オ 契約相手方は、委任若しくは請け負わせた者に対して、本役務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で委任若しくは請け負いが行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

## (7) 事業者の要件

事業者は、次に示す要件を満たすものとする。

ア 平成27年度以降公告日までに、元請けとして完了又は引渡しを完了した国内における業務であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、施設の電磁パルス（EMP）に対する防護技術に関する調査研究（MIL-STD-188-125-1に基づくパルス電流注入試験の実施を含む）の実績を有するもの。

イ 情報セキュリティ通達の「調達における情報セキュリティ基準」適合を過去に受けた実績を持つ者であること。

## (8) 業務実施責任者の資格要件

業務実施責任者は、次に示す要件のいずれかを満たすものとする。なお、契約相手方が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

ア 技術士（電気電子部門）

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士

ウ 電磁波防護対策に関する論文の発表実績

エ 電磁波防護対策に関する業務に従事した実績

## (9) 役務実施計画書

契約相手方は、契約後速やかに役務実施計画書を作成し、監督官に提出し承諾を受けなければならない。なお、作成に当たっては、以下の項目を盛り込むとともに、監督官とあらかじめ調整を行うほか、検討及び計算にコンピューターを使用する場合は、事前に監督官の承諾を得るものとする。

ア 役務概要（役務対象項目等）

イ 実施予定表

ウ 役務体制組織表（役務従事者の資格・経験等）

エ 主要機器（使用する主要アプリケーション等を含む）

オ 主要役務（役務実施手順を含む）

カ 安全管理（緊急連絡体制）

キ その他細部内容等（協議打合せ、照査、成果物の内容及び部数、著作権・情報保全、使用する図書・基準）

## (10) 協議・打合せ

本役務中は、監督官と密に連絡を取り、役務を遂行するものとし、疑義が生じた場

合は、その都度、監督官と協議の上、決定する。

契約相手方は、役務着手時、役務の主要な区切り及び監督官又は業務実施責任者が必要と認めた時において、必要な説明、協議、打合せを行い、その結果を記録し、相互に確認を行うものとする。また、連絡事項についても、同様に記録し、確認するものとする。

打合せは、原則として、業務実施責任者が全て立ち会うものとし、打合せ場所は、監督官の指示がない限り、防衛本省内とする。

(役務の主要な区切り)

役務の主要な区切りは2回とし、参考として、次の時期とする。

- ア 合理的な性能試験項目案の作成及び性能試験方法案の作成 計画書作成時
- イ 合理的な性能試験項目案の作成及び性能試験方法案の作成 完了時

## 2.2 役務概要

本役務は、自衛隊施設整備における施設の電磁波に対する防護に資することを目的に、電磁波に対する防護性能を付与した施設の安定的な維持・機能のための合理的な性能試験項目案及び性能試験方法案を取り纏めるものである。

なお、防護性能等を確保するための基準等については、必要に応じ別紙2に示す基準類も適用する。

### (1) 役務種別及び数量

次に掲げる項目を実施するものとする。

番号	役 務 内 容	数量	単 位	備 考
1	合理的な性能試験項目案の作成	1	式	
2	性能試験方法案の作成	1	式	

### (2) 合理的な性能試験項目案の作成

貸与資料を基に電磁波に対する防護性能が付与される施設について、放射及び伝導における性能試験に対して、貸与資料及び関連文献の情報を基に、次に示す事項を検討し、妥当性、課題等を評価した合理的な性能試験項目を取り纏める。

- ア 監督官が別途、提示する3つのモデル施設に応じた性能試験期間を検討する。
- イ アを踏まえた、合理的（必要な性能が確保されることを条件に、試験期間、コスト等の観点で効果的かつ実行可能）な性能試験項目を検討する。
- ウ 貸与資料に基づく性能試験において、課題となりうる事項、考慮すべき事項を抽出し、その理由、課題解決方法等を検討する。

### (3) 性能試験方法案の作成

貸与資料を基にした電磁波に対する防護性能を確保するために用いる部材や装置等について、恒常的な施設使用を条件にした性能試験方法案を作成する。

### 3 提出図書

#### (1) 提出図書（一覧）

番号	名称	数量	媒体	提出時期	提出場所	備考
1	役務実施計画書	紙 1部 電子 1部	紙及び電子 媒体	契約後 2 週 間以内	防衛省整備 計画局 施設整備 課防護施 設研究室	
2	打合せ議事録	紙 1部 電子 1部	紙及び電子 媒体	打合せ毎		
3	役務報告書（本編）	紙 1部 電子 1部	紙及び電子 媒体	役務完了時		
4	役務報告書（資料編）	紙 1部 電子 1式	紙及び電子 媒体			
5	役務報告書（概要版）	紙 1部 電子 1部	紙及び電子 媒体			※1

※1：パワーポイントによる説明資料（日本語・英語併記）とする。

電子媒体については、契約相手方が用意したCD-R又はDVD-Rに格納する。  
1つの媒体に纏めて格納してもよい。

#### (2) 成果物様式

成果物は、A4版縦、横書きとする。その構成は、本編、資料編と概要版に分けて作成し、計算に使用した理論、公式の引用、文献等及びその計算過程等を明記するものとする。

#### (3) 電子納品

ア 本役務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「防衛施設建設工事に係る電子納品手引書について（通知）（防整施第17547号。27.10.1）」（以下「手引書」という。）に基づいて作成されたものを指す。

イ 電子納品は、手引書に基づいて、作成した電子データを電子媒体（CD-R、DVD-R）で提出する。手引書で特に記載がない項目については、監督官と事前協議の上、内容を決定するものとする。

### 3 その他

#### 3.1 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律の遵守

本調達物品等が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改訂があった場合には、これに従うものとする。

### 3.2 検 査

検査は、この仕様書に基づき、整備計画局施設整備課の支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

### 3.3 疑 義

役務に際し、本仕様書に疑義が生じた場合は監督官と協議するものとする。

## 関連文献一覧

番号	資料名称	発行元
1	MIL-STD-188-125-1	US Department of Defense
2	MIL-STD-188-125-2	
3	EP1110-3-2	
4	MIL-HDBK-419A	
5	MIL-HDBK-423	
6	MIL-STD-461G	
7	MIL-STD-464C	
8	IEC 61000 シリーズ	International Electrotechnical Commission
9	ITU-T K. 87	International Telecommunication Union
10	ITU-T K. 78	
11	ITU-T K. 81	
12	ITU-T K. 84	
13	ITU-T K. 115	
14	NDS C 0011C	防衛省
15	NDS C 0012B	
16	NDS C 0013	
17	IEEE Std 299 2006	Institute of Electrical and Electronics Engineers
18	IoT時代の電磁波セキュリティ	科学情報出版(株)

## 適用基準等一覧

分類	名称
共通	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
	官庁施設の総合耐震診断・改修基準
	官庁施設の環境保全性基準
	建設工事設計基準
	環境保全性に関する設計の手引き
	宿舍設計要領
	自衛隊施設の火薬類貯蔵及び取扱施設設計基準
	自衛隊の秘密物件等保管施設設計要領
	防衛施設設計業務に係る電子納品手引書
	建設工事における再生資源の活用について
	屋内雨水利用設備の設計について
	建築設計図チェックシート（書式）
建築	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
	建築工事設計要領
	建築工事の構造設計について
	建築工事標準詳細設計図
	通信鉄塔設計要領
	屋内プール建築設計指針
	抗たん施設整備要領
	建築構造チェックシート（書式）
	建築物解体工事共通仕様書
設備	建築設備設計基準
	建築設備耐震設計・施工指針
	屋外タンク貯蔵所設計要領
	防衛施設設計要領
	航空灯火機器型式仕様標準
	設計概要書（電気設備工事・機械設備工事・通信工事）
	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
	公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
	公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
	防衛施設共通仕様書（航空灯火設備等電気設備工事編）
	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
	公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	

	防衛施設共通仕様書(燃料施設等機械設備工事編)
	有線・無線通信工事共通仕様書
	建築設備設計計算書作成の手引

※基準の適用年度は、役務着手時に監督官と協議のうえ決定すること。

別記様式第1（第2項関係）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号			
	調 達 要 求 番 号			
	調 達 要 求 年 月 日	令和7年11月4日		
	作 成 部 課	整備計画局施設整備課		
	作 成 年 月	令和7年10月27日		
品 名	令和7年度自衛隊施設の電磁波に対する防護性能に係る調査研究			
仕 様 書 番 号				
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p>				
No	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
1	貸与資料の情報	自衛隊施設の構造、性能、強度または配置に係る情報であって、当該情報を開示することにより当該施設の防御能力が推察される恐れがある情報	官との調整時や提出書類の作成時に、保護すべき情報として明らかまたは類推される場合には保護の対象とする。	
<p>3 特記事項</p>				